

2021. 2. 2

韓国・産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 御中

一般社団法人日本知的財産協会  
常務理事 武田 泰治

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する非営利、非政府のユーザー団体で、日本の主要企業970社を含む、1332社（2021年2月1日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正」につき、下記のとおり私どもの意見を申し上げます。

つきましては、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

第四次産業革命が謳われて以降、AIやデジタルトランスフォーメーションの基盤の1つであるデータの価値は年々増大しており、産業、経済活動及びデータ市場の発展に資するデータにかかるルール・制度の整備には賛同いたします。

ルール・制度の整備に際しては、データは流通し利活用されることによって産業、経済活動を発展させることから、データの流通を促進させデータの取引の安全性を確保するためのルール・制度が望まれます。データ保護や秩序の維持に着目し、データに対して過度な保護又は権利を与えると、却ってその流通や利活用を阻害し、産業、経済活動に支障が生じ得るため、利活用と保護のバランスへの配慮をお願いいたします。

この点、改正案第2条第6号ハ目は、同条同号イ目又はロ目に関して重大な過失により知らなかった転得者のデータの取得・使用・開示を不正競争行為としていますが、実務において転得者はデータ入手に際して、データ入手経路の確認は通常は行わず、確認義務も

負わないと考えられます。従い、過失のみならずの重過失の転得者の取得・使用・開示も不正競争行為から外すべきと考えます。

前段の点を除けば、今般の改正案は、利活用と保護のバランスに一定の配慮を頂いているものと思慮しますが、『保護されるデータ』とされるための要件（例えば「業として」、「特定人又は特定多数に提供」、「相当量が蓄積・管理」など）の解釈や、『保護されるデータ』に求められる管理の在り方などはデータを用いてビジネスを行う企業の課題になると想定されます。

従い、それらの考え方を示すことは、改正法を活用した産業、経済活動の促進に資すると考えるため、ガイドライン等の形でご提示頂きたいと存じます。

同ガイドラインはハングルのみならず、英語等でも提示頂ければ幸いです。

以上

一般社団法人日本知的財産協会  
事務局長志村勇  
連絡担当: 古谷真帆  
TEL: 81-3-5205-3433  
FAX: 81-3-5205-3391  
Email: furuya@jipa.or.jp